

# 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人結いの会(以下「法人」という。)の定款第六条、第八条及び第二一条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「委員」という。)の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び委員を併せて役員等という
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 委員 報酬

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 委員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤及び非常勤の理事長並びに常勤及び非常勤の業務執行理事に対する報酬等の支給の時期は、翌月末(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給)とする。

2 非常勤の役員、評議員及び委員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたったその都度、当日支給する。

ただし、委員のうち事務局員には支給しない。

3 前項の報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、第1項の報酬等は、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認をうけて行う。

ただし、重要な事項に関する以外の軽微なものについては、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年8月1日より施行する。